			項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三、〇七四・一を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に三六一・七を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
市町村	一　消防費	人口	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × 665）／A ［略］ ［2　略］ 3　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 59.555 × B − 28,467 × A × C × D／100,000 11.8 × A 59.555 × B が 28,467 × A × C × D／100,000 に２を乗じて得た数を超える場合は 59.555 × B を 28,467 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、28,467 × A × C × D／100,000 に 0.5 を乗じて得た数を下回る場合は 59.555 × B を 28,467 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59.555 × B、28,467 × A × C × D／100,000、11.8 × A 及び 28,467 × A × C × D／100,000 × 0.5 に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。 ［略］ 4　標準額支払団員数は、「令和六年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和六年三月十二日付け消防地第二百十三号消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数とする。第四十九条第三項第三号において同じ。

			項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三、一三〇・八を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に三六八・三を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
市町村	一　消防費	人口	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × 668）／A ［同左］ ［2　同上］ 3　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 58.886 × B − 28,148 × A × C × D／100,000 11.6 × A 58.886 × B が 28,148 × A × C × D／100,000 に２を乗じて得た数を超える場合は 58.886 × B を 28,148 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、28,148 × A × C × D／100,000 に 0.5 を乗じて得た数を下回る場合は 58.886 × B を 28,148 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、58.886 × B、28,148 × A × C × D／100,000、11.6 × A 及び 28,148 × A × C × D／100,000 × 0.5 に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。 ［同左］ 4　標準額支払団員数は、「令和五年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和五年三月十日付け消防地第百八十四号消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数とする。第四十九条第三項第三号において同じ。